

愛媛県地域産業振興条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県地域産業振興条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年3月16日 条例第13号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>中小企業の新技術の研究開発等及び高度な技術</u>を利用した経営革新を支援するために必要な助成その他の措置を講ずるとともに、地域と調和する企業立地を促進し、もつて地域産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>中小企業者</u>」とは、<u>中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。</u></p> <p>2 この条例において「<u>創業者</u>」とは、<u>新事業創出促進法(平成10年法律第152号)第2条第2項第1号及び第3号に掲げる者(中小企業者となることが見込まれる者に限る。)</u>をいう。</p> <p>3 この条例において「<u>新技術の研究開発等</u>」とは、<u>新技術、新商品又は新役務の研究開発、企業化、需要の開拓その他の事業を行うことをいう。</u></p> <p>4 この条例において「<u>経営革新</u>」とは、<u>中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。</u></p> <p>。(助成) 第3条 知事は、<u>新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者又は創業者(以下「中小企業者等」という。)</u>に対し、当該新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。</p>	<p>愛媛県地域産業振興条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年3月16日 条例第13号</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、<u>中間技術の開発利用</u>に必要な助成その他の措置を講ずるとともに、地域と調和する企業立地を促進し、もつて地域産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において「<u>中間技術</u>」とは、<u>一次製品の工業化、資源の再利用、地域の特性を生かした新しい生産方式及び製品の開発等を目的とした伝統技術と近代技術を媒介する技術であつて、地域産業の振興に寄与するものをいう。</u></p> <p>。(中間技術開発に対する助成) 第3条 知事は、<u>中間技術の開発研究を行う者</u>に対し、当該開発研究に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。</p>

新	旧
<p>2 知事は、<u>新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等</u>に対し、予算の範囲内において、当該新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新に要する資金の貸付けを行うことができる。</p>	<p>2 知事は、<u>中間技術の企業化を行う者</u> _____ に対し、予算の範囲内において、当該企業化に _____ 要する資金の貸付けを行うことができる。</p>
<p>3 知事は、前2項の規定による助成を受けて<u>新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を行う中小企業者等</u>に対し、必要な協力及び助言を行うものとする。 (協力体制)</p>	<p>3 知事は、前2項の規定による助成を受けて<u>中間技術の開発研究又は企業化を行う者</u> _____ に対し、必要な協力及び助言を行うものとする。 (中間技術開発に対する協力体制)</p>
<p>第4条 知事は、<u>中小企業の新技術の研究開発等又は高度な技術を利用した経営革新を促進するため、県の試験研究体制の整備充実に努めるとともに、大学、民間の試験研究機関に対し必要な協力を求めるものとする。</u></p>	<p>第4条 知事は、<u>中間技術の開発</u> _____ を促進するため、県の試験研究体制の整備充実に努めるとともに、大学、民間の試験研究機関に対し必要な協力を求めるものとする。 (審議会)</p>
<p>第6条 省略</p>	<p>第6条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、知事の附属機関として、愛媛県中間技術審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</u></p>
	<p>2 <u>審議会は、中間技術の開発研究又は企業化に関する重要事項を調査審議する。</u></p>
	<p>3 <u>審議会は、委員10人以内で組織する。</u></p>
	<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</u></p>
<p>第6条 省略</p>	<p>第7条 省略</p>